

資料 5-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 4 年 3 月 24 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的取扱いについては、厚生労働省事務連絡及び千葉市障害福祉サービス課長通知により運用していただいているところですが、令和 4 年度においても、下記のとおり、令和 3 年度の取り扱いを継続します。

1 就労系サービス（就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業）の在宅利用について

①就労移行支援事業、就労継続支援事業

新型コロナウイルス感染症への対応を理由とした臨時的措置は令和 3 年 3 月 31 日で終了しています。現在は、在宅利用を希望する理由に関わらず、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（平成 19 年 4 月 2 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（最終改正令和 3 年 3 月 30 日）」2（3）及び「就労継続支援事業、就労移行支援事業における在宅利用の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 31 日付け千葉市障害福祉サービス課長通知）

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai_fukushi/documents/2021zaitakuriyoutoriatukai.html

によるものとし、在宅利用開始の際は原則 2 日（土曜日・日曜日・祝日を除く）前までに各区高齢障害支援課障害支援班への在宅サービス利用計画書（以下「在宅計画書」という。）の提出が必要です。

※上記在宅利用の手続きは当該支給決定期間についてのもとなります。このため、支給決定の更新申請の際には、在宅利用についての記載のある更新後のサービス等利用計画案に合わせて在宅計画書を提出する必要があります。

※事業所が在宅利用に係る報酬を算定するには、運営規程への記載、訓練（支援）内容及び体制の確保、1 日 2 回以上の連絡、週 1 回・月 1 回の評価等が要件とされています。詳細は、上記厚生労働省課長通知をご確認ください。

②就労定着支援事業

令和 3 年度から、利用者に対する月 1 回以上の支援方法について、対面の他にテレビ電話装置等を用いる方法その他対面に相当する方法が指定基準上追加されています。対面を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話その他対面に相当する方法によることができない場合を除き、電話による支援は認められません。

2 上記以外について

これまでの事務連絡、通知において期限の定めのないものについては、令和3年度の取扱いを継続します。

※以下の取扱いについては、令和3年3月31日で終了していますのでご注意ください。

- ・ 短期入所の緊急短期入所受入加算算定の臨時的取扱い
- ・ 就労継続支援B型における就労アセスメントの臨時的取扱い
- ・ 就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練の暫定支給決定の臨時的取扱い

取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1報～第15報）」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第1報～第9報）」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

で最新の取扱いをご確認いただくほか、下記の通知（別紙1～3）も再度ご確認ください。

- 別紙1 「新型コロナウイルスへの対応に伴う自立訓練（生活訓練）事業の取扱いについて」（令和2年4月13日付け千葉市障害福祉サービス課長通知）
- 別紙2 「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護事業の取扱いについて」（令和2年4月15日付け千葉市障害福祉サービス課長通知）
- 別紙3 「新型コロナウイルス感染症に係る報酬算定の臨時的な取扱いについて」（令和2年7月1日付け千葉市障害福祉サービス課長通知）

この取扱いは、今後、国からの通知等により、変更される場合があります。